

2020年4月3日公表

## 大都市への緊急事態宣言、経済損失は1カ月で4～6兆円

—求められる機動的な所得補填—

研究本部 短期予測班 主査:西岡 慎一

### 【ポイント】

- 緊急事態宣言の発令を求める声が強まっている。仮に、発令されると、都道府県知事は、外出自粛や興行場・イベントの制限などを要請・指示する権限が与えられる。2月下旬の自粛要請に法的根拠が付されるかたちとなり、経済活動を自制する動きが一段と強まる可能性が高い。
- 仮に、東京都で1カ月間の緊急事態宣言が発令された場合、1.6～2.5兆円(GDP比0.3～0.5%)の経済損失が生じる試算となる。東京都だけでなく、大阪府やこれらの隣接県も宣言の対象となった場合、損失額は3.9～6.2兆円(GDP比0.7～1.1%)となる。
- この試算は、不要不急の消費手控えによる損失を前提としている。仮に、緊急事態宣言が家計の所得を大きく悪化させると、消費減少は必需品にも広がる恐れがあり、経済損失はより膨らむと考えられる。緊急事態宣言とともに、所得の減少を機動的にカバーする対策が打ち出されるかどうか、経済への影響を考えるうえで重要となる。

### 【緊急事態宣言を求める声に広がり】

緊急事態宣言を求める声が広がっている。政府サイドは、事態は「ぎりぎり」、「瀬戸際」としながらも、宣言の必要性を繰り返し否定している。ただ、宣言の判断を政府に提言する諮問委員会は、「感染が拡大する前に、緊急事態を宣言した方がよい」との意見が多数を占めていることを明らかにしている。感染拡大が懸念される東京では、都知事が「宣言するかどうか政府は判断すべき」とし、都民に対して外出を自粛するよう強く求めている。同じく感染が拡大する大阪府の知事は、「宣言を出すべき」と立場を明確にしている。経済界でも、宣言の発令に理解を示す向きが増えている。

### 【法的根拠の付与で強まる経済活動の自制】

緊急事態宣言が発令されると、経済活動は一段の制約を受ける可能性が高い。特措法(新型インフルエンザ等対策特別措置法)によれば、都道府県知事は、医療体制の確保などに関して強制力のある権限を与えられる。一方、経済への影響が強い外出自粛や興行場・イベントの制限については、「要請・指示」する権限が付与されるのみで、罰則付きの強制力は

ない<sup>1</sup>。この点は、法的な強制力の強い欧米などの「外出禁止令」とは性質を異にする。日本では、2月下旬以降、すでに外出の自粛要請が出されており、宣言の前後で要求される内容に大差ないとみることも可能である。

ただ、緊急事態宣言の意義は、要請に対する法的な根拠が付される点にある。日本人の国民性などを踏まえると、緊急事態宣言による自粛要請を強制力のある措置と受け止め、高い公共性を発揮する可能性が高い。多くの企業・家計が、感染の拡大阻止に向け、経済活動を強く自制すると予想される

### 【GDPの押し下げ、1カ月間で0.7～1.1%】

大都市に緊急事態宣言が出されると、経済活動を停止する動きが強まり、経済に大きな損失が生じる。緊急事態宣言は、対象地域と期間が明示されることになっている。ここでは、大都市で緊急事態宣言が発令された場合の1カ月間の経済損失を簡単に試算している。

仮に、東京都で緊急事態宣言が発令され、経済活動の自粛が要請・指示された場合、日本全体のGDPは、0.3～0.5%（1.6～2.5兆円）押し下げられるとの試算となる（図表1）。大阪府への同様の措置は、GDPを0.1～0.2%、6～9千億円押し下げる。さらに、東京都と大阪府に隣接する府県で同様の措置が取られると、GDPは合計で0.7～1.1%（3.9～6.2兆円）押し下げられる。

2019年の日本の実質成長率は+0.7%であるから、わずか1カ月間でこれに匹敵する規模の経済損失が生じる計算になる。

### 【不要不急な消費減を仮定】

試算の前提として、「不要不急」な消費が大幅に減少するとしている。不要不急な消費は全消費の24%を占めると試算した（図表2）。これは、総務省『家計調査』で「選択的消費支出」（ぜいたく品の消費支出）に属する品目から選定している。不要不急とした品目は、①自動車や家電などの耐久財、②衣類、バッグなどの非耐久財、③鉄道などの公共サービス、④外食、⑤旅行

【図表1】緊急事態宣言による1カ月間のGDP（日本全体）への影響

	GDP減少率(%)	GDP減少額(兆円)
東京都	0.3 ～ 0.5	1.6 ～ 2.5
埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県	0.2 ～ 0.4	1.2 ～ 1.9
大阪府	0.1 ～ 0.2	0.6 ～ 0.9
京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0.1 ～ 0.2	0.6 ～ 0.9
計	0.7 ～ 1.1	3.9 ～ 6.2

【図表2】不要不急な消費の内容とウエート

	分類	品目	ウエート(%)
財	耐久財	自動車、家電、家具など	4.2
	非耐久財	衣類、バッグ、宝飾類など	7.1
サービス	公共サービス	鉄道、高速道路	2.2
	外食	—	3.8
	娯楽関連	旅行、映画、テーマパーク、スポーツ観戦、カラオケなど	5.1
	その他	駐車料金、レンタカーなど	1.3
	計	—	23.7

（注）ウエートは総務省『消費者物価指数』による。2015年時点。

<sup>1</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法の第45条第1項では、都道府県知事は生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅またはこれに相当する場所から外出しないこと、その他の感染の防止に必要な協力を要請することができるとしている。第2項では、学校、社会福祉施設、興行場、その他の政令で定める多数の者が利用する施設の使用制限・停止・開催制限などを要請することができるとしている。

や映画などの娯楽関連が主体である。

この不要不急な消費が、自粛の強化で5～8割程度減少すると仮定した。前例のない事態だけに、減少幅を広く仮定した。たとえば、米国では、日本車の販売台数(5社)が3月に前年比43%減となったほか、3月のホテル稼働率は前年から7割減と報じられている。外食に至っては、来店客数(全米レストラン協会による4000社への調査)は、3月中旬から前年比100%減(来客数ゼロ)である。強い外出制限が敷かれる米国の例が適切かどうかは議論の余地があるが、日本でも2月の自粛要請で外食や旅行の需要が急減している。緊急事態宣言で、この動きに拍車がかかり、米国並みの消費減少が生じると仮定した<sup>2</sup>。

### 【家計所得減少なら副次的波及も】

ここでの試算は、種々の前提が置かれている。第一に、外出の自粛は、2月下旬からすでに実施されており、GDPへの影響は宣言が出される前の消費減少も含まれるという前提になる。第二に、不要不急ではない必需品・サービスは、通常通り消費されると仮定している。ただ、強い自粛要請が企業経営の悪化を生み、家計所得の減少につながると、必需品・サービスの消費も落ちる可能性がある。所得環境の悪化による副次的な波及は、ここでの試算の考慮に入れていない点には十分な注意が必要である。

この副次的な波及が大きいかどうかは、政府による経済対策によるところが大きい。特措法では、経済活動の自粛などによる損失の補填は明記されておらず、別途の措置が必要となる<sup>3</sup>。所得の減少を機動的にカバーする対策が打ち出されるかどうか、経済への影響を考えるうえで重要である。

(本稿に関するお問い合わせ: 研究本部 03-6256-7730)

※本稿の無断転載を禁じます。詳細は総務本部までご照会ください。

公益社団法人 日本経済研究センター

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7 日本経済新聞社東京本社ビル11階  
TEL:03-6256-7710 / FAX:03-6256-7924

<sup>2</sup> GDPの減少率は、不要不急な消費の減少率(▲5～8割)に消費ウエート(24%)を乗じ、これに消費の生産誘発係数(1.5倍)を乗じて算出した。このGDPの減少率に、各地域のGDPウエートを乗じて寄与度を算出した。生産誘発係数は、内閣府『SNA産業連関表』をもとにしている。GDPウエートは、東京都19%、埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県15%、大阪府7%、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県7%である。内閣府『県民経済計算(2016年)』より作成。

<sup>3</sup> 特措法では、損失補償(第62条)が明記されているが、その対象は、①臨時の医療施設を開設するために一般人の土地・建物を使用、②必要物資を製造業者から収用する際に生じた損失に限定されている。